

## 市民福祉委員会会議録

### 1. 開催年月日

平成25年10月21日 開会 10時00分 閉会 12時04分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

坊野 公 治      荒 木 謙 二      河 合 謙 治      上 野 安 是  
佐 藤      豊      井 口      勇      森 本 典 夫

### 4. 欠席委員名

な し

### 5. その他の会議出席者

- (1) 議 長                      宮 地 俊 則
- (2) 委員外議員              三 輪 順 治              森 下 金 三
- (3) 説明員
- |         |            |             |         |
|---------|------------|-------------|---------|
| 市民生活部次長 | 大 舌      勲 | 協働推進課危機管理係長 | 藤 原 靖 和 |
| 健康福祉部次長 | 中 原 康 夫    | 介護保険課長      | 川 上 邦 和 |
| 都市建設課参事 | 加 賀 洋 一    | 都市建設課主幹     | 田 中 大 三 |
- (4) 事務局職員
- |         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 川 上 勝 三 | 事 務 局 次 長 | 岡 田 光 雄 |
| 主 任 主 事 | 平 川 貴 章 |           |         |

### 6. 傍聴者

- (1) 議 員              なし
- (2) 一 般              なし

### 7. 発言の概要

委員長（坊野公治君）      皆さんおはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

〈議長あいさつ〉

〈市民の声を聴く会での意見、要望について〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

〈議会への提案〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

〈その他〉

委員長（坊野公治君） 次に、その他ですが、こちらからは特にございませんが、委員の皆様から何かございますか。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

番号	地区	担当班	内容	回答
1	野上	1班	安心・安全の街づくりの一環として、行政の方で月に1回とか見守りをしていただければ大変助かる。	[協議済み] ご提案の内容を執行部に伝えました。
2	稲倉	1班	中国から飛来してくるPM2.5について、今年1月、2月の観測値では基準値を超えていないということだが、これは井原市のことか。また、基準値を超えた場合はどうやって市民へ知らせるのか。	現在、県内13の一般環境大気測定局でPM2.5の測定を行っています。 本市には測定局がないため、近隣の笠岡市茂平局の測定値を参考にしています。 県では、県内の測定局のうち2局以上で、早朝(5時から7時まで)の1時間値の平均が、国の示した判断基準(85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超過したときに注意喚起を行っており、午前8時頃に県ホームページのトップページなどでお知らせすることとなっております。 本市では、県の注意喚起を受けて、緊急告知端末「お知らせくん」及びメール配信サービスにより市民の皆様へお知らせすることとしています。 なお、9月末までにPM2.5に係る注意喚起は行われていません。 岡山県における注意喚起の内容は、次のとおりです。 ・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 ・屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にする。 ・呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。(執行部の回答を参考に協議)
3	井原	1班	車いすの人がタクシーを利用して病院へ行って、その病院だけで帰るのではなく違う病院へ寄るといふ人がいる。病院から次の病院までの移動に、補助を使って移動しようとする現状は補助を使えない。家から病院までの往復は補助が適用されるが、病院から病院の移動は適用されないようである。病院から病院の移動も補助が適用できるようにしてほしい。	介護保険制度での、訪問介護サービスの中の通院等、乗降介助のことだと思われます。これは自宅から病院へ行く際、自宅の中で着替えであるとか、ベッドから車椅子の移乗、玄関から車への乗車等の介助、さらに病院へ着いて、車から車椅子の介助、受付の手伝い等、通院等介助という介護サービスが認められています。また、帰りの際、病院から同じように自宅へ帰って、自宅の中までの介助について認められているサービスです。 これは、全国統一の介護サービスで、途中、移動に伴うタクシー運賃は、もともと介護保険の適用にならない、全額自己負担していただくものとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。 また、福祉基金の助成事業で、タクシー券等を助成しています。該当する場合には、こちらを利用していただきたいと思っております。詳しいことは、福祉課(62-9518)まで、お問い合わせください。(執行部との協議結果)
4	木之子	2班	井原市として、地震を伴った訓練は、何年後ぐらいに行うのか。 井原市として、モデル地区を作ってリアルに行うのは何年後なのか。 各町単位ではなく、井原市全体で起こった時のことを考えているのか。するとしたら、何年後に行うのか。	訓練は、様々な災害においてその必要性が想定されますが、現段階では、市全体で開催しています避難訓練の中で、水害だけでなく地震を想定した訓練も一部取り入れております。 また、地区毎の開催では、小田川決壊等を想定した避難訓練を実施することとしており、昨年度は芳井地区、今年度は9月29日に井原地区を対象に実施しましたが、来年度以降も、流域地域を対象に順次、実施する予定であります。 ご提言のありました地震を想定した地域での訓練については、今後、検討してまいります。 モデル地区については、今後の地震を想定した避難訓練を検討する中で、モデル地区を設けるか否かについても検討してまいります。 今回示された東海・東南海・南海地震が連動して起こった場合の国や県の被害想定では、市内各地で被害が発生することが想定されます。 市では全職員による応急対策にあたることとしておりますが、地震発生の初動時においては、地域による助け合いによる行動が不可欠であります。 そうしたことから、市では地区ごとに機能できるよう自主防災組織の育成や避難訓練の実施に向けた支援をしてまいりたいと考えております。(執行部の回答を参考に協議)
5	木之子	2班	サンサン交流館の小さいものをもう少し市内(2~3箇所)に建てると言うのはどうなのか、木之子から少し遠い。	執行部に問い合わせをいたしましたが、現在のところ小規模なものを増設することは考えていないという回答でした。議会としましては、サンサン交流館の利用頻度は高いと認識しておりますので、今後も調査研究をしてまいりたいと思っております。

6	高屋	3班	<p>リサイクルについて聞きます。分別について井原リサイクルセンターがしておられるが、その先、収集したものはどうなっているのか。売っているのですか、商品になっているのですか、また収益になっているのですか。みんな頑張っているのにいい加減になっていたらこまる。喜ぶことを示してほしい。喜ぶことを広報に出せばいい。</p>	<p>本市では、家庭から排出された一般廃棄物は井原リサイクルセンターで分別・資源化処理を行っております。この施設では、一般廃棄物の中から資源化物(びん・缶、ペットボトル、プラスチック類の容器や包装類)を手選別した後、それらをリサイクル処理できる公益財団法人日本容器包装リサイクル協会や民間企業に引き渡し、再商品化を行っております。</p> <p>また、毎月第2土曜日に行う古紙・古着類の回収では、市内業者に買い上げていただき、その収入金はごみの減量化・資源化施策に活用させていただいております。</p> <p>平成24年度の井原市でのごみの総排出量は12,341トンで、そのうち再資源化できたごみの量は3,034トンとなっており、全体の24.58%が再資源化され、その売上金は約5,300千円となっています。</p> <p>◎ 資源化の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びんや缶は、再度、びん・缶に再生されたり、建築資材や道路用建材などに利用されます。</li> <li>・ペットボトルは、細かく粉砕して溶かすことで繊維やシートに加工され、衣類やボトル容器になります。</li> <li>・古着は、工場やガソリンスタンドなどで使うウエスになります。</li> <li>・新聞紙等、古紙は、再生紙やトイレトーパーなどになります。</li> </ul> <p>◎ 収入金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ごみ袋の作製費</li> <li>・ごみ集積所の設置補助金</li> <li>・コンポストや生ごみ処理機の購入補助金</li> <li>・住宅用太陽光発電システムの設置補助金</li> <li>・太陽熱温水器の設置補助金</li> </ul> <p>(執行部の回答を参考に協議)</p>
7	県主	3班	<p>井原市において1人暮らしの家が多いかと思う、しかも男性が1人暮らし、こうゆう人に対するの支援をどう考えられているのか。わたくしは家内が若いころ踊りをしすぎて脳梗塞になった。80歳になって再発し、木ノ子荘へお願いしている。男1人が生活している、こういう家庭が増えているのではないか、そういう家族に対するの要支援2をもらっている。文句を言ったら取り消しになった、(要支援1になった)何をもって取り消しになったのか。ちょっと歩いたら、要支援を打ち切る通知。これはおかしいのではないですか。物を持って物を触って歩いている、それなのに支援を停止された。どこを見ているのか、そういう人たちが増えているんじゃないかと思う、どうしてですか。(ケアマネージャーが復活してくれて、介護1今になった)</p>	<p>[協議済み]</p> <p>要支援・要介護等の判定は、介護認定審査会で行います。</p> <p>認定結果に不服がある場合は、「介護保険審査会」への申し立てができます。</p> <p>(審査請求受付窓口 備中県民局健康福祉部健康福祉課 086-464-7022)</p> <p>また、高齢者のひとり暮らしの問題につきましては、市議会としましても、市と一緒に考えていかなければならない重要な問題のひとつと考えています。今後も、引き続き検討してまいります。</p>
8	県主	3班	<p>学校、公民館の土地は池であった。田淵、池田、池の下と言われていた。こうゆう場所での県主地区の避難場所は考えてほしい。避難場所としては良くない、軟弱地盤である、変えてほしい。</p>	<p>避難場所は、公共施設を中心に指定していますので、避難場所が全て安全かという、そういう指定はできておりません。場所によりましては、浸水地域内にあるものや、急傾斜で土砂災害の警戒地域内に公共施設がある場合もあります。そういったことから、それぞれの避難場所がどういときに安全で、どういときに注意が必要かという事がありますので、現在作成中で年度末に配布予定のハザードマップには、浸水・洪水の時には、注意が必要、またはどちらら安全などの表示をするように考えています。</p> <p>県主地区につきましては、計画上、洪水、浸水の危険性もありませんし、土砂災害の危険性もない地域ということで、指定しています。(執行部との協議結果)</p>
9	県主	3班	<p>防災倉庫の場所が地区の人でもわからないのでは意味がない。分かるように表示してほしい。</p>	<p>防災倉庫についてのお尋ねですが、市で管理している水防倉庫に保管してある資機材は、主に水防活動を行う市の職員や消防団員が必要に応じて使用するものですが、ご指摘のような意見もあり、本年既に水防倉庫の表示板を設置しました。なお、消防団の方々には、毎年梅雨前に、消防団幹部会議において、水防活動への協力をお願いする中で、水防倉庫について、周知をしているところです。(執行部との協議結果)</p>

10	県主	3班	<p>犬のうんこの注意看板のところにまで犬のうんこがある、困っているように感じてほしい。</p>	<p>犬のフンの処理は、犬の飼い主の義務として法律等でも規定されているところです。ご質問のとおり、道路端など地域の皆さんが生活されているすぐそばに犬のフンが放置され、ご不快に感じられているように「フン害」は後を絶ちません。</p> <p>現在、その対策としては、必要とされる自治会等の団体もしくは個人に「ぼくのフン、かたづけて～フンの後始末は飼い主の責任です。～」の看板をお配りし、設置していただき、環境美化を呼び掛けています。また、飼い主が特定されれば、市(環境課)または岡山県動物愛護センターで、その飼い主に対しまして直接指導をさせていただきます。</p> <p>今後も、現状の対策とともに市広報等での啓発は続けて参りますが、このような啓発にも限界があり、自治会等地域ぐるみで地域の皆さんが声をかけあうなどの取り組みを行っていただくことがより効果的と考えております。そのためには、地域の皆さんのご協力が欠かせません。</p> <p>地域の環境美化について、ご理解とご協力をお願いします。(執行部の回答を参考に協議)</p>
11	県主	3班	<p>防災で使用する土嚢の中身は畑の土を入れれば良いと言うわけにはいかない。工事の残土を集めておいて使えば良いと思うが、指定があるのか。地区の人や地域の人が把握していなければならないのではないか。各地区の市有地に確保しとけばいいのではないかと。</p>	<p>土のう袋に入れる最適の土は、用途によって異なりますが、真砂土であれば、水防活動、そして、土砂崩れ防止等、多種多様に利用できると考えます。土のうは、河川や水路から水があふれるのを防いだり、家屋へ土砂や水が浸入するのを防いだりする場合に使っており、その多くは市で保管している土のう袋を利用して、消防団や地域の方々でつくっていただいております。したがって、消防団を初め地域の方々で事前にこの土を入れるかということをご確認しておくことも必要ではないかと考えます。</p> <p>なお、土のうへ入れる土を各地域へ保管することについては、地域の場所を指定していただき、適正な日常管理をしていただければ、事前に用意することはできると考えておりますので、都市建設課(62-9524)までご相談いただきたいと思います。(執行部との協議結果)</p>
12	大江	4班	<p>「頑張る地域応援補助金」の考えについて、大江は5月申請し、審議がありました。そのとき気がつきました。あまりにも審議委員に教育に携わる方が多い。その方が言われるのは、「是非とも子供さんを全町づくり協議会には参加をして欲しい。あるいは活動を一緒にして欲しい」という意見が非常に私の耳に残っています。というのが我々は子供を中心にする事は最後の考えで、まず今我々のする事は人間として今の年代として考えてまちづくりを起すことをまず第一歩とし、次に子供を巻き込んでいくことが当然のことと考えているからです。</p> <p>それが「最初から子供を巻き込んだ事業でない補助金は出さない」という意見を頂きました。それでは考え方自体も私達は片寄ってくる。子供を巻き込んだまちづくりでないといけなと、非常に耳に残りました。まずまちづくりと言うものは今、活動をしている我々が今後の大江の事について一生懸命に考えて、それを成功させて始めて子供を巻き込んで、大江として益々次世代に繋ぐ活動に行きたい、と思うのです。</p> <p>しかし審議会の委員の方は、まず子供を巻き込む、子供と一緒にしてくれと言う意見が非常に多い、明日ですか7月で申請した審議会があると思います。このようなこと、非常にもう初めから申請をしてその答えも当然わからない、私非常に心配しております。そのことも少し議員の方に、もしよろしかったら、そういう審議の仕方、人選の仕方を考えていただければ、(ありがたいと思います。)私は一年目です。二年目、三年目も続いて色々なまちづくりにそれが取り入れていけるのではないかなと思います。どうぞ宜しくお願いします。</p>	<p>市としましては、子どもたちの参加をどのようにするかについては、あくまでも協議会の中で検討され合意形成いただければ良いものと考えておりますが、審査委員のアドバイスにつきましては、専門家や有識者による公正・公平な検証の中で、より効果的な事業となり得るものとしての貴重なご助言であると認識しておりますので、協議会で十分ご検討いただきながら事業を進めていただきたいと思います。(執行部の回答を参考に協議)</p>
13	荏原	4班	<p>避難場所の件ですが、あれを指定した人は実際に避難を経験した人がつくったんですか。青木公園の避難場所にしてもあんな山の上に年寄りが行くこと自体無理なことで、執行部へねじを巻いてください。</p>	<p>避難場所については、いろんな災害に応じておりますので、無理なところへの避難は避けていただきたいと思います。荏原地区には小学校、ふれあいセンターや公民館等、平地にもございますので、一番避難に安全な場所を選んでいただきたいと思います。例えば、洪水になった場合など、高台がメリットとなる災害の時は、青木公園のような場所に避難していただくなど、使い分けていただきたいと思います。(執行部との協議結果)</p>

## 〈議会への提案について〉

回収場所	記入日	内容
市役所 1 階	25. 7. 3	現在、認知症の母を介護しています。井原市では、オシメ券が発行され、排尿・排便障害のある家族がいる者にとっては大変助かっています。ありがとうございます。ただ、井原市指定のごみ袋も半端なく使用します。ごみ袋の 15ℓ を少し配布していただいています。汚物の量が多い為我が家では間に合わず、スーパー等で 45ℓ を頻繁に購入しています。ごみ袋の値段が他市と比べて非常に高額だと感じます。(例) 里庄町は 1/3 くらいです) せめて、他市くらいの金額になりませんか？

### 回答 (案)

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

指定ごみ袋につきましては、生活困窮者や障害者、さらに子育て世帯に対しまして、経済的負担を軽減するために一般廃棄物処理手数料の減免措置を設けており、減免決定を行ったおしめ券利用者には、15リットル袋を1年度あたり100枚を上限として配布いたしております。

この度いただいたご提案は、指定ごみ袋を安くできないかというお尋ねでございますが、家庭ごみの有料化は、指定ごみ袋を購入することで一般廃棄物処理手数料を支払っていただくシステムであり、その価格につきましても、市民の方に過度の負担をかけないように設定したもので、価格の変更は今のところ予定しておりませんのでご理解いただきますようお願いいたします。